平成２８年（フ）第２８１号
堺市西区浜寺石津町東１丁３番31―216号
債務者　佐藤　克也
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
和歌山県海南市且来666番地１　コーポシンワ１－Ｅ
債務者　塩見　龍則
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７３号
和歌山市中之島1439番地
債務者　富田　充彦
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９０号
和歌山市舟津町１丁目11番地　リバーハイツ太田506号室
債務者　伊永　典代
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９７号
和歌山市西高松１丁目５番28号　レジデンスユキ306号
債務者　村井　達三
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９９号
和歌山県海草郡紀美野町中田216番地２
債務者　家郷　泰行
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７４号
函館市亀田港町31番16号　プチパレ港　102号
債務者　新井田順和
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１２号
岩手県一関市萩荘字境ノ神229番地６
債務者　千田　礼奈（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第３４号
山形県西村山郡河北町谷地字月山堂609番地２　サンコーポラス河北第２棟―304号
債務者　渡邊　里美
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７号
三重県伊勢市小俣町本町581番地　セジュール一番館101号
債務者　山本　祐紀
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
愛知県西尾市鶴城町下道天１番地１　Ｂ棟
債務者　太田なぎさ
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５２８号
大阪市西淀川区歌島１丁目13番18号　エースハイツ歌島201号室
債務者　山田　嘉江
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５３７号
大阪市西区江之子島１丁目６番８―206号
債務者　松井　一晃
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５３８号
大阪市東淀川区南江口３丁目２番６―506号
債務者　吉田　　守
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６９号
埼玉県新座市石神５丁目６番５号
債務者　鈴木　陽子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
埼玉県川口市南前川１丁目14番５号
債務者　染谷　　論
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
埼玉県桶川市大字坂田1514番地の１　ラビータ　コーモダ302号
債務者　椚川　拓也
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
さいたま市見沼区大字東宮下2031番地　大宮東宮下高層５―216
債務者　鈴木　　勉
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係